



島根県報

令和6年3月19日（火）

第 4 9 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件）	（ 〃 ）	2
換地処分	（農村整備課）	2
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	3
建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の一部改正	（建築住宅課）	3
建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の一部改正	（ 〃 ）	4

【公 告】

基本測量の実施	（技術管理課）	4
公共測量の実施	（ 〃 ）	4
河川法の規定による簡易代執行の実施	（河川課）	4

【特定調達公告】

島根県第3期庁内情報管理基盤運用管理業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情報システム推進課）	5
島根県企業局施設で使用する電力の調達に係る一般競争入札の落札者等	（企業局総務課）	6

【病院局規程】

島根県病院局財務規程の一部改正		6
-----------------	--	---

告 示

島根県告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人やまゆり	通所介護	浜山デイサービスセンター野いちご	出雲市大社町北荒木1512-5	令和6年4月1日

島根県告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人壽生会	訪問看護	寿生訪問看護ステーション	出雲市上塩冶町2862番地1	令和6年4月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ひょうま	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント島根西ステーション	益田市市原町イ597-2	令和6年4月1日
	介護予防福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和6年3月11日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（潤谷工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第192号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	令和3年度～5年度	4枚	1冊	大井⑧	令和6年3月11日
邑智郡邑南町	令和3年度～5年度	51枚	1冊	上田所3	令和6年3月11日
邑智郡邑南町	令和2年度～5年度	24枚	1冊	矢上14	令和6年3月11日
邑智郡邑南町	平成20年度～令和5年度	35枚	1冊	和田5	令和6年3月11日

島根県告示第193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 石野E
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から20号までを順次に結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市東持田町常熊526番3	1号及び20号
〃 1468番1	2号
〃 1468番3	3号
〃 1468番5	4号
〃 1467番3	5号から7号まで
〃 1466番	8号から10号まで
〃 1466番地先道	11号から13号まで
〃 520番1	14号及び15号
〃 525番1	16号から19号まで

島根県告示第194号

建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（令和2年島根県告示第109号）の一部を次のように改正し、令和6年3月7日から施行する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1の項の表の注中「平成11年文部省告示第58号」を「平成30年文部科学省告示第68号」に改める。

島根県告示第195号

建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（令和2年島根県告示第110号）の一部を次のように改正し、令和6年3月7日から施行する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1の項の表の注中「平成11年文部省告示第58号」を「平成30年文部科学省告示第68号」に改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年3月11日から同年7月16日まで
- 3 作業地域
出雲市多伎町小田地内

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和6年4月17日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負

担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築西、杵築南及び修理免地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 灘橋上流約78メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (2) 灘橋上流約137メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (3) 灘橋上流約152メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (4) 馬渡橋下流約195メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (5) 馬渡橋下流約142メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (6) 馬渡橋上流約125メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (7) 馬渡橋上流約200メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (8) 馬渡橋上流約203メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (9) 馬渡橋上流約212メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (10) 馬渡橋上流約216メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (11) 馬渡橋上流約230メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (12) 流下橋下流約215メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設及びその他附属物を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設及びその他附属物の放置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため。

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5634

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県第3期庁内情報管理基盤運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年3月8日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂

島根県松江市学園南二丁目10番14号

- 5 随意契約に係る契約金額
451,132,440円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県企業局施設で使用する電力の調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県企業局総務課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社 販売事業本部（ビジネスソリューション）部長 三宅 英治 広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額
297,183,131円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和5年12月19日

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月19日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第93条第2項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第107条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第116条第2項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。